

1. 貸金業界の現状と銀行カードローン

- 貸金業法改正から 10 年が経過し、この間、貸金業者数は当時の 1 割程度の 1,865 業者まで減少し、貸付金残高も業界全体で 41 兆円から 22 兆円と約 5 割にまで減少している。また、利息返還に関する金額の減少ペースは鈍く、依然として経営に影響を与えている。
- 一方、平成 26 年度に銀行カードローン等に対する貸金業者の保証残高は、消費者向無担保貸付け残高を逆転しており、その後も保証残高が伸びている状況が見られるところ。
- そうした中、貴協会から、本年 6 月に大手協会員に対して、提携金融機関との審査方針等の協議をするなど深度あるコミュニケーションに努め、適切な対応を行うよう要請した文書が発出された。
また、それに引き続き、9 月にも全協会員に対して、適正与信のための審査態勢や与信管理の強化について提携先金融機関との十分な調整を要請する旨の文書が発出されたところ。
- 今後、当局では、協会員に対して、どのような考えの下で保証業務を増やしてきたのか、過剰な貸付を防止するための保証審査態勢の構築状況はどうなっているのか、提携先金融機関との審査方針等についてどのような協議を行っているのかなどについて確認させていただく。

2. ギャンブル等依存症対策について

- 昨年 12 月、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（いわゆる IR（カジノを含む統合リゾート）整備推進法）が成立し、本年 8 月には、「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられた。
- 当庁の主な施策として、貸金業におけるギャンブル等依存症患者を貸付自粛の対象とする規則整備の検討が盛り込まれたところであり、貴協会におかれては、自主規制規則の整備や幅広い制度の周知等に向けて順次ご対応いただきたい。

3. AML/CFT（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）の重要性

- 貸金業者のマネロン等の危険度については、国家公安委員会が公表している「犯罪収益移転危険度調査書」にも記載されており、その低下に資する措置として、改正犯収法では、「取引時確認義務」、「取引記録等作成・保存義務」、「疑わしい取引の届出義務」等が課されているところ。
- 貸金業者については、現状、疑わしい取引の届出状況は各社でばらつきがあり、取引時確認が徹底されていないなど、態勢整備が遅れている事業者ほど、犯罪者から狙われる可能性が高く、マネロンの抜け道として悪用されることも懸念される。
- 当庁においては、業界全体の AML/CFT 対応の高度化に取り組むとともに、第 4 次 FATF 審査に対応するため、官民で連携を図ってまいりたい。

（以上）